

議案第 1 号

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約の一部改正について

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員」を削り、同条第 2 項ただし書を削る。

付 則

この規約は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

令和 6 年 7 月 11 日提出

水戸市バリアフリー環境整備推進協議会
会 長 山 田 稔

(改正理由)

これまで、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会の委員については、水戸市バリアフリー環境整備推進協議会規約第 4 条の規定により、「市長が委嘱し、又は任命する」こととしていたが、水戸市では、委嘱は他の行政機関の職員や一般人を非常勤の職員とする場合に行うこととし、任命は人を公的な職や地位に就ける場合に行うこととしていることから、当該規定の文言を整理するものである。